

エジプトの輸入規制措置の概要 (平成28年3月18日以降)

エジプトは、日本から輸出される食品、飼料に対して、日本の政府機関が発行する証明書を添付することを求めています。

(証明対象・内容)

区分	地域	品目	規制内容
1	7県(福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉)	水産物	<放射性物質検査証明>(エジプトの基準値(注1)に適合することの証明)
2	上記以外の都道府県		<産地証明>(上記区分1に該当しないことの証明)
3	47都道府県	全ての食品、飼料 (水産物を除く)	

注1 ; EUの基準^(*)に準拠。

^(*)参考 : EUが定める放射性セシウムの最大許容量 (単位 : Bq/kg 又は Bq/L)
<食品>

	乳児用食品	飲料水	牛乳・乳製品	その他食品
放射性セシウム 134 及び 137	50	10	50	100

注) 乾燥食品は水に戻した状態で計測。ただし、茶葉及びきのこは乾燥状態で 500Bq/kg。大豆及び大豆加工品は 500Bq/kg。米及び米加工品は、平成 24 年 9 月 30 日までに製造・加工されたものは 500Bq/kg。

<飼料>

	牛及び馬	豚	家禽	魚類
放射性セシウム 134 及び 137	100	80	160	40

注2 ; 検査結果報告書には、インボイス番号の記載を要求。

注3 ; 水産物については、水産庁において証明書を発行。

注4 ; エジプト政府は、同国内での放射性物質に係る検査において、セシウム以外の放射性物質が検出された場合は、輸入を認めないとしています。

注5 ; 平成 28 年 3 月 18 日以降、証明書の様式が変更され、新様式の証明書の発行となります。なお、経過措置として、平成 28 年 5 月 31 日まで旧様式(現行様式)によるエジプトでの通関が認められます。